

13環政第292号  
平成13年10月5日

宮城県環境生活部長 様

福島県生活環境部長



一般国道115号阿武隈東道路に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり下記の事業者に通知しましたので、お知らせし  
ます。

記

- 1 事業者住所 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号
- 2 事業者氏名 国土交通省東北地方整備局長 竹内 義人

（事務担当 環境政策課環境企画グループ環境影響評価チーム Tel 024-521-7250）



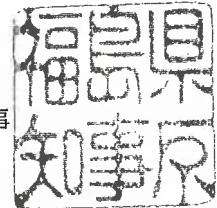


13環政第292号

平成13年10月5日

国土交通省東北地方整備局長 様

福島県知事



一般国道115号阿武隈東道路に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

環境影響評価法第10条第1項に基づく意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価方法書には計画路線のルート・構造及び工事計画等が具体的に記載されておらず、環境影響評価項目及び当該項目に係る手法を絞り込むための図書としては不十分であることから、環境影響評価準備書には当該内容を具体的に記載すること。
- (2) 具体的なルート・構造が示されていないことから、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (3) 計画路線の具体的なルート・構造の設定や環境保全措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことにより、環境影響の回避・低減がなされているかどうかの検証を行うこと。

2 環境影響評価項目について

- (1) 供用後、高架橋からの低周波音による影響が懸念されることから、自動車の走行に「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。

- (2) 工事の実施による水質悪化が懸念されることから、工事の実施に「水の濁り」及び「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。また、供用後、路面排水及びトンネル洗浄水による水質悪化が懸念されることから、道路の存在に「水の濁り」及び「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 対象事業実施区域内に飲用井戸等が存在することから、工事の実施及び道路の存在に「地下水の水質」及び「地下水の水位」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 供用後、屋外照明による野生動植物、家畜及び農作物への影響が懸念されることから、道路の存在に「光害」を環境影響評価項目として追加すること。
- (5) 対象事業実施区域内及びその周辺に人と自然との触れ合いの活動の場（松ヶ房ダム、手倉山、宇多川）が存在することから、工事の実施及び道路の存在に「人と自然との触れ合いの活動の場」を環境影響評価項目として追加すること。

### 3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質、騒音及び振動については、トンネル等の道路構造及び住宅地との位置関係、周辺の地形、気象特性及び工事用資材等の運搬車両の運行経路などを踏まえ、調査地点を設定又は追加し、予測及び評価を行うこと。特に、予測に当たっては、可能な限り地形を考慮して行うこと。また、騒音及び振動の予測に当たっては、交通量、法定速度及び車種等は沿道環境の保全の観点からの現時点で想定される妥当な値を用いること。
- (2) 供用後、日照障害による農作物への影響が懸念されることから、農作物への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 地形及び地質については、対象事業実施区域内に砂防指定地があることから、山地斜面の改変に伴う表面物質の移動についても調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物、植物及び生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うとともに、計画道路が周辺の生態系の社会構造を物理的に分断することを考慮して、調査、予測及び評価を行うこと。また、「ふくしまレッドリスト」に該当する種について調査を行うとともに、対象事業実施区域及びその周囲において営巢の確認されているクマタカについては、採餌場等の利用状況について把握すること。さらに、工事中の濁水による両生類、底生動物への影響及び供用後、冬期間使用する凍結防止剤による農作物への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観に係る調査の基本的な手法については、主要な眺望点として対象事業実施区域内及び周辺から景観要素（自然要素（手倉山、天明山、宇多川、松ヶ房ダム等）、生活要素（玉野集落、山上集落、学校等の公共施設、国道 115 号線等）、歴史要素（史跡、神社、仏閣、旧街道等））を選定すること。また、景観に係る予測対象時期については、工事完了直後及び供用中を追加すること。

(6) 工事の実施により発生する廃棄物についてできる限り把握し、予測及び評価を行うこと。

4 上記 1 から 3 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。